

## 「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果(令和 2 年度)

(優先度 C1)	
検討課題	オンライン会議
議会基本条例の条文	なし
具体的な運用方法等	<p>1 委員会条例の改正 東京都議会の改正条文を参考に、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、委員会の開会場所への招集が困難と認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（オンライン）を活用して委員会を開会できるように、委員会条例について、別紙 1 のとおり所要の改正を行う。 なお、これに伴う条例案については、委員会提出議案として提出する。 また、本会議については、総務省からの通知（ ）によれば、地方自治法第 113 条（定足数）及び第 116 条第 1 項（表決）で規定されている本会議場への「出席」とは、「現に議場にいることと解されており、オンラインによる方法を活用することは認められていない」こととされている。これに伴い、会議規則については、改正は行わないこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>令和 2 年 4 月 30 日付け総務省自治行政局行政課長「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」</li><li>令和 2 年 7 月 16 日付け総務省自治行政局行政課長「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関する Q &amp; A について」</li></ol> <p>2 具体的な運営方法等の検討 オンラインによる委員会の運営方法について（暫定版）を、別紙 2 のとおり定める。 なお、次に掲げる具体的な運営方法等については、引き続き本委員会において検討していく。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>オンラインによる委員会の進め方や環境整備について</li><li>大規模地震等の災害発生時や他の感染症の拡大時への対応について</li><li>個々の議員の事故や出産への対応について</li></ol> <p>3 非公式会議におけるオンライン会議の定期的な実施 事前準備や端末の操作などに不安を感じている委員が見受けられたことや、全議員を対象にしたり実施場所を庁舎以外とする必要があるなどの意見があったことから、今後も非公式会議において定期的にオンライン会議を行い、ノウハウを蓄積していく。</p>
その他	

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（委員会の開会方法の特例）</u>  <u>第12条の2 委員長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に掲げる新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、委員会を開会する場所に委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。</u>  <u>2 前項の場合において、委員は、オンラインにより委員会に出席しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u>  <u>3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第14条第1項及び第28条第1項に規定する出席委員とする。</u>  <u>4 前3項に規定するもののほか、オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u>  <u>（秘密会）</u>  <u>第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、第12条の2第1項の規定によりオンラインを活用して開会する委員会については、この限りでない。</u></p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕  第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## オンラインによる委員会の運営方法について〔暫定版〕

映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)を活用して委員会を開会する場合の運営方法については、今後、議会改革特別委員会運営協議会で検討を進めていくこととしているが、委員会条例を早急に改正し、令和2年度2月議会からオンラインによる委員会出席を可能とすることに伴い、必要最小限の運営方法として、暫定的に次のとおり定める。

### 1 対象とする委員会

常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会

### 2 対象者

委員長の職務を行う者(当該委員長のほか、副委員長又は年長委員が委員長の職務を代行する場合を含む。)を除く委員とする。

(理由)委員長の職務を行う者がオンラインにより出席をした場合、委員会室内の秩序保持に関する委員長としての措置等ができないことが想定されるため

### 3 出席要件

新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、オンラインにより委員会に出席することを希望する者は、その旨を委員長に申し出ることができる。その申出を委員長が許可した場合には、オンラインにより委員会に出席することができるものとする。

### 4 発言方法

オンラインにより委員会に出席した者は、発言をしようとする場合は、挙手により委員長に許可を求める。

### 5 表決方法

(1)起立による表決においては、オンラインにより委員会に出席した者は、問題を可とする場合、挙手により態度を表明する。

(2)投票による表決においては、オンラインにより委員会に出席した者は、棄権とみなす。

(3)オンラインに支障が生じたときは、オンラインにより委員会に出席した者は、表決に加わることができない。

### 6 WEB会議システム

「Zoom Cloud Meetings」とし、区議会事務局において導入する。

### 7 端末及び通信環境

オンラインにより委員会に出席する者は、各自のパソコン、インターネット環境等を活用し、端末及び通信環境を良好に保つように努めることとする。

### 8 その他

この運営方法については、議会改革特別委員会運営協議会で改めて検証していく。